

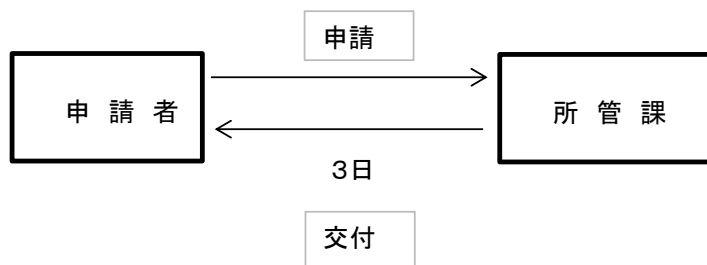
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 166

処 分 名	医療法人の管理者理事特例認可	
処 分 の 概 要	管理者の一部を理事に加えないことを認可する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第46条の5第6項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
審 査 基 準		
<p>医療法人の管理者の一部を理事に加えないことの認可のための申請で、医療法その他関係法令及び医療法人運営管理指導要綱を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】                      医療法                      第四十六条の五 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。                      2 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によつて選任する。                      3 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によつて選任する。                      4 医療法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。                      5 第四十六条の四第二項の規定は、医療法人の役員について準用する。                      6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えないなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。                      7 前項本文の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。                      8 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。                      9 役員任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。</p> <p>医療法人運営管理指導要綱</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。